

尼崎市長 宛

(郵 送:〒660-8501 東七松町1丁目23番1号 尼崎市総合政策局協働推進課)

(FAX:06-6489-6173)

(メール:ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp)

令和7年度 尼崎市NPO活動促進基金寄付金申込書

NPO法人が行う活動に共感し、応援を行うため、次のとおり寄付します。

郵便番号	
住所	
ふりがな	
氏名又は団体・会社名	
電話番号	
メールアドレス	

1. 寄付金額及び入金方法

寄付金の入金方法 (4つのうちいずれか1つの口に✓点をつけてください)

寄付金額		円	手数料 不要	☐ 納付書払い(12/12㍻)	手数料 必要 (自己負担)	☐ 口座振込 [※] (12/12㍻)
				☐ 市への持参(12/25㍻)		☐ 現金書留(12/25㍻)

※口座番号は別途お伝えします。

◆ご入金確認後、さとふる(市の委託業者)より、「寄付金受領証明書」及び「ワンストップ特例制度申請書」を送付いたします。

◆ワンストップ特例制度申請書については、市HP「寄附金税額控除について」からもダウンロードが可能です。

◆納付書払い・口座振込の場合は、**12月12日(金)までに、市への持参・現金書留の場合は12月25日(木)までに申込書の提出をお願いします。(必着)**

2. 希望する寄付金の使途

団体名	
-----	--

◆寄付金の使途となるNPO法人の活動については、尼崎市のホームページで紹介しています。
尼崎市ホームページから「令和7年度 寄付の活用先(対象事業一覧)」で検索してください。
(交付対象事業に決定次第、随時更新いたします。)

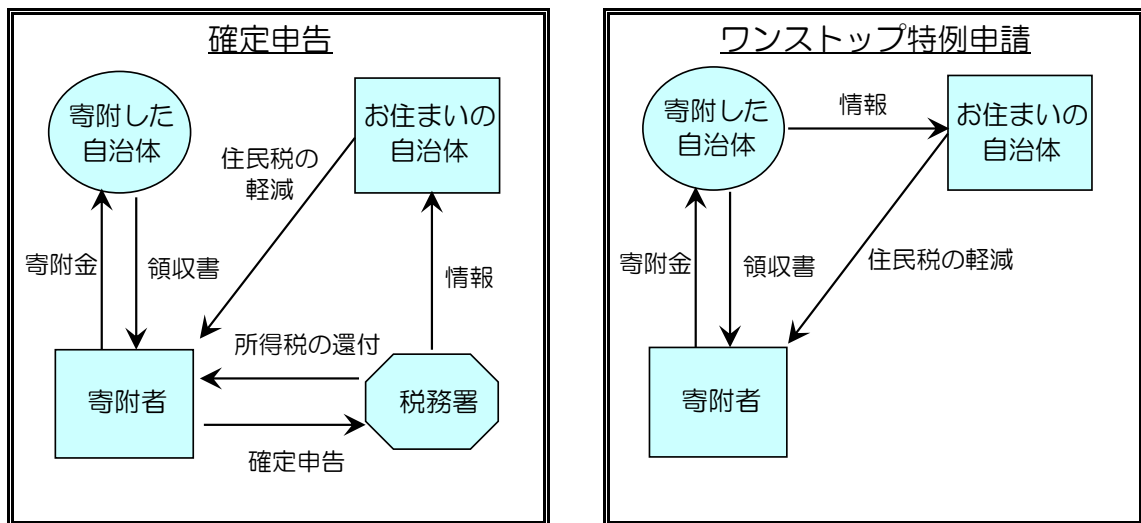
(注意事項) 下記の事項について了承いただいた上でお申し込みください。

- ・NPO活動促進基金への寄付金には尼崎市からのお礼の品はございません。
- ・寄付金は、ご寄付をいただいた年度内に審査を経てNPO法人へ交付致します。
ご希望いただきました使途については、最大限尊重させていただきますが、NPO法人への交付額は事業費の額が上限となることなどから、必ずしも希望どおりに交付できるものではありません。
また、ご希望に添えなかった場合でも、寄付金を返還することはできませんのでご了承下さい。
- ・希望する寄付金の使途に基づく団体に氏名、住所、電話番号、メールアドレス、寄付金額を報告させていただきます。氏名等の報告を希望しない場合は、その旨下記の備考欄にご記入下さい。

【備考欄】

ふるさと納税による税額控除とは？

「ふるさと納税」では、寄附額のうち2,000円を超える部分について税額が控除されます。
控除を受けるためには、「確定申告」または「ワンストップ特例申請」を行う必要があります。



※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を適用する場合、税金の控除はすべて住民税の軽減で行われるため、所得税の還付はありません。（控除額はどちらの場合でも同じです）

ただし、「ワンストップ特例申請」を行えるのは、以下の要件にすべて該当する方のみです。
一つでも該当しない場合は、従来どおり確定申告が必要となりますのでご注意ください。

● 確定申告の義務がない方

勤め先での年末調整により、所得税が清算されている方などは確定申告の義務がありません。
例えば、自営業の方、年収が2,000万円以上の方、給与収入以外に収入がある方など、確定申告の義務がある方は、従来どおり確定申告をする必要があります。

● 寄附金控除以外に確定申告の必要がない方

寄附金控除のためだけに確定申告をする方が該当します。
例えば、医療費控除や雑損控除など、寄附金控除以外にも年末調整を受けていない税控除を受ける場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

● 寄附先が5団体以下の方

寄附金額に関わらず、5団体を超える先に寄附を行った場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

上記の要件すべてに該当する方については、尼崎市からお住まいの自治体へ情報提供を行うことにより、住民税の軽減を受けることができます。

ワンストップ特例制度を適用するためには、寄附金申込書とは別に申請書を提出していただく必要があります。

寄附をしていただいた後に申請書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、返送してください。

なお、申込後に変更があった場合は、寄附を行った翌年1月10日までに変更届を提出していただく必要があります。